

皆さまからご協力いただいた会費が地域の福祉活動を支えています！

平成29年度
社会福祉法人 糸満市社会福祉協議会

紐攜メ-キャラクター
イチマニャー



会員加入のお願い

社会福祉協議会（社協）では市民のための支え合い制度として、会員制度を設けることとなっています。市民の皆さまからご協力いただく会費によって社協が行う事業が支えられ、糸満市の福祉のまちづくりを進めていくことができます。地域の声を事業に反映していくため、財政的サポーターとして、会員加入にご協力下さいますようお願いいたします。



会員って何？

社協の事業をご理解いただき、会費や寄付金による財政的な支援をして下さる方のことです。会員になることが、地域福祉活動を支えていることとなります。



会員加入は強制ですか？

強制ではありません。
加入はあくまでも任意となりますが、皆さまのご支援・ご協力をお願いいたします。



会員は何をやるの？

会員という名称は誤解されやすいですが、一般的なクラブ会員や団体会員とは異なり、何かをしなければならないということはありません。

◆会員の種類と会費（年額）

- ・戸別会員（各世帯）300円
- ・賛助会員（民生委員・社協役職員等）1,000円
- ・団体会員（社会福祉機関・団体・施設）5,000円
- ・特別会員（事業所・企業等）5,000円

※ 会員募集強化月間（7月～9月）
※ 年間を通して募集しております

会員証(章)シール



◆平成28年度社協会費の実績

- ・戸別会員：6,757世帯（2,027,150円）
 - ・賛助会員：159名（159,000円）
 - ・団体会員：55団体（275,000円）
 - ・特別会員：8件（40,000円）
- 合計 2,501,150円

皆さまのご協力ありがとうございました！

◆会員会費によって支えられている事業をご紹介します！

社協の事業財源は市補助金、市委託金、共同募金配分金が主ではありますが、財源の基本は会員会費又はご芳志いただいた善意の寄付金です。会員会費や寄付金はボランティア活動の推進、高齢者・障がい者等の在宅福祉サービス、地域住民による見守り活動への支援に使われます。

- (1) 地域福祉の推進 支えあいネットワークの推進、居場所づくりの支援、地域見守り隊の推進
- (2) ボランティア活動の育成と活動支援 交流会の開催、登録・活動紹介、連携事業の企画実施
- (3) 福祉教育の推進 ボランティア活動推進校指定事業、ボランティア体験の実施、総合学習への協力
- (4) 地域防災対策の推進 社会福祉センターの福祉避難所としての機能整備
- (5) 調査広報及び法外援護活動 地域福祉懇談会の実施、食糧支援の実施、生活困窮世帯生活支援

社協活動資金造成チャリティー演芸のつどい

日時：平成29年7月22日（土）午後2時開演
場所：糸満市農村環境改善センター 入場料：高校生以上1,000円
出演：市内福祉団体等 ※収益金の一部は「熊本地震義援金」



社会福祉法人 糸満市社会福祉協議会

〒901-0362 糸満市字真栄里857番地
TEL 994-0563 FAX 994-0562
社協HP：<http://www.itoman-shakyo.org/>
Eメール：itoshakyo@itoman-shakyo.org